

## 墨 田 区 告 示 第 371 号

下記の者に係る区税に係る書類は、その住所、居所、事務所及び事業所がともに明らかでなく、送達することができないため、地方税法第20条の2及び墨田区特別区税条例第6条の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部税務課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令 和      8 年      8 月   10 日

墨田区長      山      本      亨

### 記

|   | 管理番号 | 氏名                        | 備考         |
|---|------|---------------------------|------------|
| 1 | 1-3  | VELLAKKATHARA DASAN SEECO | 国税徴収法による通知 |

【担当】

墨田区区民部税務課

0 3 － 5 6 0 8 － 6 1 4 2

## 墨 田 区 告 示 第 371 号

下記の者に係る区税に係る書類は、その住所、居所、事務所及び事業所がともに明らかでなく、送達することができないため、地方税法第20条の2及び墨田区特別区税条例第6条の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部税務課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令 和      8 年      8 月   10 日

墨田区長      山      本      亨

### 記

|   | 管理番号 | 氏名                        | 備考         |
|---|------|---------------------------|------------|
| 1 | 1-3  | VELLAKKATHARA DASAN SEECO | 国税徴収法による通知 |

【担当】

墨田区区民部税務課

0 3 － 5 6 0 8 － 6 1 4 2